

2015年10月04日 共同通信社配信

障害年金の新指針に異論

「厳格化」と修正求める

厚生労働省がまとめた障害年金の支給に関する新たな判定ガイドライン（指針）に対し、障害者団体や社会保険労務士らから「判定が厳しくなり、不支給とされる人が多数出る恐れがある」と、見直しを求める声が相次いでいる。

指針は支給・不支給の判定に大きな地域差があるのを是正するため7月に策定されたが、パブリックコメント（意見公募）には約400件の意見が寄せられた。厚労省は来年1月から実施する方針だが、月内に関く専門家検討会で修正するかどうか議論する。

指針は精神・知的・発達障害が対象。これらの障害では、診断書に書かれた日常生活能力に関する評価などを参考に障害の等級（1～3級）を判定する。これまで障害基礎年金で82%の人が「2級」と判定されていた生活能力が中程度のケースについて、指針は判定の目安を「2級または3級」と設定した。

3級では障害基礎年金は支給されなくなることから、無年金になる人が続出する事態が懸念され、「全国精神保健福祉会連合会」、知的障害者の「全国手をつなぐ育成会連合会」、「日本発達障害ネットワーク」の3団体がいずれも意見公募に対し、目安を「2級」に変えるよう求めた。

また「うつ病やそううつ病の判定を厳しくする内容が含まれている」と危ぶむ指摘も相次いだ。

メッセージ

*行数の関係で具体名を挙げるのは精神、知的、発達障害の3団体に絞らせて頂きました。ご容赦ください。

内容的にも、もっと色々な論点があるわけですが、一般メディアとしてはそこまで深く論じられませんので、マトリックスの「2級または3級」という点に絞りました。記事中「82%」としているのは、「日常生活能力の程度（3）」で生活能力の判定の平均点が「2.0～2.5」「2.5～3.0」の数値です。

なお、専門家検討会は今月中旬に予定されています。

取り急ぎ、ご報告まで。